

結婚新生活支援補助金

薩摩川内市は
結婚して新生活を始める方を
応援します!



新しく結婚した世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る新居の住居費、引越費用について支援します。

対象となる世帯（以下の条件が全て当てはまる本市に住民登録のある方）

婚姻	令和8年1月～令和9年3月までの間に、婚姻届を提出して受理された婚姻時、夫婦ともに39歳以下
所得	前年の夫婦の合計所得が500万円未満（奨学金の返済額を控除可）
住居	・令和8年4月以降、市内の住宅を新たに取得または賃借したことに係る下記対象経費を支払っている ※申請時点で支払い済みの費用が補助金額の上限となり、領収書等での確認が必要です。また、賃貸借および購入した住宅に住民登録があることが条件となります。
講座・相談	申請には次のいずれかの受講または相談が必須です A. ライフデザイン支援講座の受講 B. プレコンセプションケアに関する講座の受講 C. 共家事・子育て講座の受講 D. 医療機関への妊娠・出産に関する相談 ※詳細は市ホームページをご覧ください。
その他	市税等の滞納がないこと

年収＝所得ではありません。会社員の方（給与収入のみ）の場合、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」の欄で、所得が分かります。

婚姻届を提出する前の引越も対象になる場合があります。



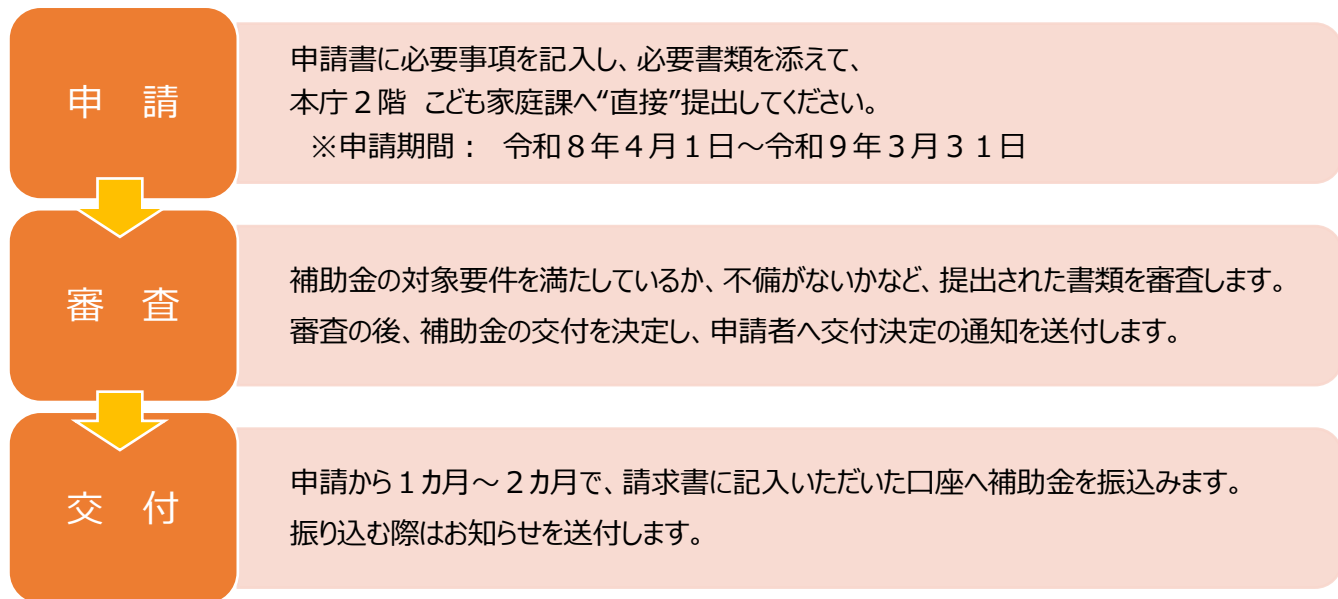
■ 補助金額

住宅の取得費または賃借費、引越費用、リフォーム費用の全て（上限30万円）

※婚姻時、夫婦共に29歳以下の場合は、上限60万円。

	対象となるもの	対象とならないもの（例）
取得費	住宅の購入費	土地の購入費
賃借費	家賃（1ヶ月のみ）、敷金、礼金、共益費、仲介手数料	部屋のクリーニング代、駐車場代など左記対象費用以外に支払ったもの
引越費用	引越し業者や運送業者へ支払った場合	レンタカーを借りた費用 自分で引越し作業を行ったときの経費
リフォーム費用	増築や改築を行う施工業者へ支払った場合	自身でリフォームを行った場合の材料代 家電の購入や設置費用

■申請から交付までの手順



■提出書類 ※(3)、(4)、(5)については、申請書の同意欄で、情報の確認・照会に同意いただいた場合は、省略できます。

提出書類	取得できる窓口など
(1) 結婚新生活支援補助金交付申請書 (様式第 1 号)	こども家庭課窓口・ホームページ
(2) 婚姻届受理証明書 (または戸籍の謄本)	【受理証明】 婚姻届を提出した役所の戸籍担当窓口 【戸籍の謄本】 本籍地をおく役所の戸籍担当窓口 (本市の場合は 本庁 2 階 市民課)
(3) 住民票 (世帯全員のもの)	本庁 2 階 市民課窓口
(4) 所得証明書 (直近の証明書、夫婦双方とも)	本庁 2 階 税務課窓口 【R8.4.1～R8.5.31の期間で申請する場合】 ●R6年分の所得証明書 →R7.1.1時点でお住まいの役所税務担当窓口 【R8.6.1～R9.3.31の期間で申請する場合】 ●R7年分の所得証明書 →R8.1.1時点でお住まいの役所税務担当窓口
(5) 滞納のない証明書 (世帯全員・薩摩川内市分)	本庁 2 階 税務課窓口
(6) 請求書 (様式第 4 号)	こども家庭課窓口・ホームページ

■場合により必要となる書類

申請内容	提出書類
住宅の賃借の場合で手当支給がある場合	住宅手当支給証明書(指定様式あり)
奨学金を返済している場合	過去 1 年間に返済した奨学金の額が分かるもの 通帳の写しや奨学金貸与機関の発行する書類など
住宅を取得した場合	住宅の売買契約書、売買等にかかった費用の領収書等の写し
住宅を賃借した場合	住宅の賃貸借契約書の写し、賃借にかかった費用の領収書等の 写し、住宅手当支給証明書 (様式第 2 号)
住宅をリフォームした場合	住宅のリフォーム契約書、リフォームにかかった費用の領収書等の写し
引越業者に引越しを依頼した場合	引越費用にかかる領収書